

浜 情 委 第 6 6 号  
平成29年11月20日

浜松市長 鈴木康友 様  
(人事課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会  
委員長 鈴木 孝裕

浜松市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について (答申)

平成29年1月23日付け浜総人第534号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

「平成〇〇年〇月〇日付け浜総文第〇〇〇号で全部を開示する。しかし平成〇〇年〇月  
〇日市政情報室にて文書行政課長〇〇〇〇氏同課課長補佐〇〇〇〇氏同課グループ長副主  
管〇〇〇〇氏同課主任〇〇〇〇氏同席のもと開示請求した該当文書が開示されなかったの  
で再度請求する 浜総文第〇〇〇号の通り。平成〇〇年〇月〇〇日付け浜総文第〇〇号の  
起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書と請求者が19年度中に非公開情報を情  
報公開請求したことを示す全ての文書並びに拒否したとする根拠に係る全ての文書のうち  
請求者が19年度中に非公開情報を情報公開請求したことを示す全ての文書」の公文書非  
公開決定に対する審査請求についての諮問

(諮問第95号)

## 1 委員会の結論

浜松市長が部分公開とした処分は妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 平成28年9月2日、審査請求人は「平成〇〇年〇月〇日付け浜総文第〇〇〇号で全部を開示する。しかし平成〇〇年〇月〇日市政情報室にて文書行政課長〇〇〇〇氏同課課長補佐〇〇〇〇氏同課グループ長副主管〇〇〇〇氏同課主任〇〇〇〇氏同席のもと開示請求した該当文書が開示されなかったため再度請求する 浜総文第〇〇〇号の通り。平成〇〇年〇月〇〇日付け浜総文第〇〇号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書と請求者が19年度中に非公開情報を情報公開請求したことを示す全ての文書並びに拒否したとする根拠に係る全ての文書のうち請求者が19年度中に非公開情報を情報公開請求したことを示す全ての文書」の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。
- (2) 平成28年9月9日、実施機関は、請求の記載内容が不明確であり、対象の公文書が特定できないため、審査請求人に対し文書で補正命令（以下「平成28年9月9日付け補正命令」という。）をした。
- (3) 平成28年9月21日、審査請求人は「私が公開を請求しているのは、「平成〇〇年〇月〇日付け浜総文第〇〇〇号」で全部開示決定された保有個人情報である。この保有個人情報は「平成〇〇年〇月〇日付け浜総文第〇〇〇号」で「全部開示決定」とされたにも関わらず「全部開示」されなかったため、再度開示を求めるものである。また、その公文書の件名については浜松市総務部文書行政課長〇〇〇〇氏が承知しているので、浜松市総務部文書行政課長〇〇〇〇氏に確認の上、速やかに開示されたい。（略）」として補正する旨の文書を発送した。
- (4) 平成28年9月26日、実施機関は、補正の記載内容が不明確であり、対象の公文書が特定できないため、再度、文書で補正命令（以下「平成28年9月26日付け補正命令」という。）をした。
- (5) 平成28年10月11日、審査請求人は「私が公開を請求しているのは、「平成〇〇年〇月〇日付け浜総文第〇〇〇号」で全部開示決定された保有個人情報である。この保有個人情報は浜松市が「全部開示」を決定している文書である。（略）なお、その公文書の件名については浜松市総務部文書行政課長〇〇〇〇氏に確認の上、速やかに開示されたい。（略）」として補正する旨の文書を発送した。
- (6) 平成28年10月14日、浜松市長（処分庁）は、浜松市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号で規定する非公開情報に該当する住所、氏名、電話番号など個人を特定できる部分を除いて、公文書部分公開決定（以下「本件部分公開決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (7) 平成29年1月12日、審査請求人は本件部分公開決定を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。

- (8) 平成29年1月23日、審査庁は、条例第19条の規定に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。

### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、次のように主張している。

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分のとおり、対象文書の住所、氏名、電話番号など個人を特定できる部分を除く文書を公開するよう求める。

#### (2) 審査請求の理由

本件部分公開決定については、「住所、氏名、電話番号など個人を特定できる部分」を除き公開すると記載されていた。

しかし、実施機関は、「請求者が19年度中に非公開情報を情報公開請求したことを示す全ての文書」については一切公開していない。

よって、実施機関が条例の適用を誤っているのは明らかであるため、審査請求に係る処分どおりの公文書の公開を求める。

#### (3) 反論書での主張

浜松市長（処分庁）の弁明は、浜松市に都合の良い事実、解釈、そして意見のみを記述したものであり、審査請求の理由に対応する形での弁明が全くなされていない。

よって弁明書としての体を成していない平成〇〇年〇月〇日付け浜総文第〇〇〇号による浜松市長（処分庁）の弁明には意味がない。審査請求に係る処分の取消しを求める。

### 4 実施機関の主張

本件審査請求の争点は、審査請求人が公文書公開請求書及び補正命令への回答に記載した「公文書の件名又は請求事項の具体的内容」と実施機関が公開した公文書の特定及び処分の妥当性である。

平成〇〇年〇月〇日付け公文書公開請求書に記載されている「公文書の件名又は請求事項の具体的内容」が不明確であり公文書の特定ができないこと、また、個人情報を公文書公開請求しているとも解されるため、平成〇〇年〇月〇日付け浜総文第〇〇〇号にて補正を求めるとともに、公文書公開請求と保有個人情報開示請求は本来異なる制度に基づくものであることから、個人情報の開示は保有個人情報開示請求によることも教示した。

当該補正に対する回答において、「私が公開を請求しているのは、「平成〇〇年〇月〇日付け浜総文第〇〇〇号」で全部開示決定された保有個人情報である。」との回答があった。加えて、「この保有個人情報は～「全部開示」されなかったため、再度開示を求める」との記載があるが、審査請求人が、保有個人情報の開示を請求しているとするならば請求自体が適正でないものと解されるため、再度、平成〇〇年〇月〇日付け浜

総文第〇〇〇号にて補正を求めるとともに、個人情報の開示は保有個人情報開示請求によることも再度教示した。

結果として、審査請求人は、補正に対する回答において、公開請求に係る公文書は、「平成〇〇年〇月〇日付け浜総文第〇〇〇号」で全部開示決定した文書であると表明したことから当該文書である「平成〇〇年〇月〇〇日付け浜総文第〇〇号の起案文書、決裁文書並びにそれに係るすべての文書」を公開請求に係る公文書として特定し、個人を特定できる部分を非公開とし、部分公開決定をした。

また、審査請求人は、審査請求書において「実施機関は「請求者が19年度中に非公開情報を情報公開請求したことを示す全ての文書」については、一切公開していません。」としているが、2回の補正命令に対し、当該文書についての回答はなく、請求人の主張に理由はない。

## 5 委員会の判断

### (1) 本件に係る法令等の規定について

条例第7条第2号では、個人情報（個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの(同号アからウまでに掲げる情報を除く。)をいう。以下同じ。)を非公開情報として規定している。

個人情報については、本人が自己に関する個人情報の公開請求をしてきた場合であっても、情報公開制度上では公開は認められない。

### (2) 公開請求に係る公文書の特定について

ア 実施機関は、公文書公開請求書に記載された内容では、公開請求に係る公文書が特定できないとして、条例第6条第2項に基づき2回の補正命令を行った。

イ 審査請求人は、実施機関がした平成28年9月9日付け補正命令に対し、平成〇〇年〇月〇〇日付け文書により「私が公開を請求しているのは、「平成〇〇年〇月〇日付け浜総文第〇〇〇号」で全部開示決定された保有個人情報である」と回答した。

ウ これを受け、実施機関は、審査請求人に対し「平成〇〇年〇月〇日付け浜総文第〇〇〇号」で全部開示決定した保有個人情報は、同開示決定のとおり公文書となります。この公文書と異なる公文書を公開請求される場合、公文書の件名を記載してください。公文書の名称が明らかでない場合は、請求事項の具体的な内容を記載してください。なお、個人情報の開示は、保有個人情報開示請求によることとなります。」と記載した平成28年9月26日付け補正命令を再度行った。

エ 審査請求人は、実施機関がした平成28年9月26日付け補正命令に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け文書により「公開を請求しているのは、「平成〇〇年〇月〇日付け浜総文第〇〇〇号」で全部開示決定された保有個人情報である」と回答した。

オ ところで、審査請求人は、本件公開請求以前の平成〇〇年〇月〇〇日付け公文書公開請求書でも「公文書の件名又は請求事項の具体的内容」として、本件同旨の「平成〇〇年〇月〇日付け浜総文第〇〇〇号全部を開示する。しかし平成〇〇年〇月〇日市政情報室にて文書行政課長〇〇〇〇氏、同課課長補佐〇〇〇〇氏、同課グループ長副主管〇〇〇〇氏、同課主任〇〇〇〇氏 同席のもと午後2時より午後10時30分までの経過の中で開示決定をした文書は一切開示されなかった。よって再度請求する。浜総文第〇〇〇号の通り 平成〇〇年〇月〇〇日付け浜総文第〇〇号の起案文書、決裁文書並びにそれに係るすべての文書。請求者が19年度中に非公開情報を情報公開請求したことを示す全ての文書並びに拒否したとする根拠に係る全ての文書のうち請求者が19年度中に非公開情報を情報公開請求したことを示す全ての文書並びに拒否したとする根拠に係る全ての文書」と記載している。これに対し、実施機関は、平成〇〇年〇月〇〇日付け浜総文第〇〇〇号で本件公開請求と同一文書を部分公開している。

なお、この決定につき、審査請求人は審査請求していない。このような経過があったにもかかわらず、審査請求人が、上記公開請求と同旨の本件公開請求を行ったことから、実施機関は今回、前記したとおり2回にわたり補正命令を行ったものとうかがわれる。

カ さらに、審査請求人は、「請求者が19年度中に非公開情報を情報公開請求したことを示す全ての文書については一切公開していない。」旨主張するが、このような文書は、情報公開制度上は、条例第10条の存否応答拒否に該当することが明らかであることから、実施機関としては、審査請求人に対し、前記2回に渡る補正命令をし、かつ、個人情報の開示は保有個人情報開示請求によることを指導したものと認められる。これに対し、審査請求人は、前記のとおりのお返事をしていることから、平成〇〇年〇月〇日付け浜総文第〇〇〇号で開示した文書以外の文書の公開請求はしていないものと認めるのが相当である。

キ 以上のとおり、実施機関は、公文書公開請求書の記載内容に加え、平成28年9月9日付け補正命令及び平成28年9月26日付け補正命令に対する審査請求人からの回答、審査請求人のこれまでの同種の情報公開請求の内容等を踏まえ、総合的に判断し、平成〇〇年〇月〇日付け浜総文第〇〇〇号で開示した「平成〇〇年〇月〇日付け浜総文第〇〇号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書」を対象の公文書として特定しており、公開請求に係る公文書の特定は妥当である。

### (3) 本件部分公開決定について

本件公開請求に係る公文書は、特定の個人がした公文書公開請求に係る一連の文書であり、浜松市長（処分庁）は本件部分公開決定において一部を公開している。当該公文書中には、当該公開請求をした個人の氏名、住所及び電話番号が記載されており、これらの情報は、当該者を識別することができる情報であるから個人情報である。条例第7条第2号によれば、個人情報は非公開情報であり、条例第7条本文によれば、公文書公開請求に対しては非公開情報を除き公開することとなる。

したがって、個人情報を黒塗りして行った本件部分公開決定は妥当である。

以上のことから、本件公開請求を部分公開とした処分は妥当である。

よって「1 委員会の結論」のとおり判断する。

## 6 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 1月23日	諮問を受けた。
2月15日	審査庁から弁明書を受理した。
3月22日	審査庁から反論書を受理した。
8月 1日	諮問の審査を行った。
9月 4日	答申案の検討を行った。
10月16日	答申案の検討を行った。

## 浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	鈴木 孝裕	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一郎	静岡大学情報学部 准教授
委員	秋永 利明	常葉大学経営学部 准教授
委員	三室 正夫	浜松市自治会連合会理事
委員	山中 千恵子	浜松市人権擁護委員連絡協議会

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順